

学位授与申請資格・学位審査基準（論文博士）

<緑地環境科学専攻>

（１）学位授与申請資格

学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として３報以上掲載（受理を含む）されていること。

（２）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による第１次審査（予備審査）と第２次審査（論文発表会）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第１次審査

論文の内容について学内の関係者の意見を聴取するために、専攻内で予備審査を行い、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。

③ 第２次審査

第１次審査での意見が反映されていることの確認と、学内外の関係者からの意見聴取のために公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。

④ 学力確認

英語および専門科目３科目以上（申請する学位論文に関連する科目）について学力確認のための試験を行う。博士後期課程に３年以上在学し所定の単位を修得して退学した者については、当該試験の免除または一部免除することがある（学位論文審査実施要領、８頁）。

（３）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

- (1) 学術的重要性・妥当性
- (2) 研究計画・方法の妥当性
- (3) 論拠とするデータ等の信頼性
- (4) 研究成果の独創性及び新規性

② 評定基準

(1) 第１次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で上記の審査項目を踏まえて審査の対象とする基準に達したと評価した場合を可とする。

(2) 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。出席者の３分の２以上が可と評価した場合を合とする。